教育活動等の内容に関する重要な変更の届出に関する規程

平成24年5月24日理事会決定

(趣旨)

- 第1条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程(平成21年10月20日理事会 決定)第22条に規定する重要な変更の届出に関し必要な事項を定めるものとする。 (届出事項)
- 第2条 一般財団法人教員養成評価機構(以下「機構」という。)が実施する認証評価を受けた教職大学院及び学校教育系専門職大学院は、次期認証評価を受ける前に、次に掲げる事項に関する変更が行われた場合は、別紙様式により変更事項の届出を機構に対して行うものとする。
- (1) 大学の名称に関する事項
- (2) 所在地に関する事項
- (3) 研究科・専攻等の設置、廃止及び名称に関する事項
- (4) 入学定員、収容定員に関する事項
- (5) その他重要と思われる事項

(対象期間等)

- 第3条 前条に規定する届出の対象となる期間は、機構が実施する認証評価を受けた年度 の翌年度から次期認証評価を受ける年度の前年度までとする。
- 2 前条に該当する場合は、原則として変更を行った直近の4月末日までに届出を行うものとする。

(届出後の対応)

第4条 第2条に規定する届出があった場合、評価委員会は、必要に応じ、先の評価結果 に変更事項を付記する等の措置を講じ、機構等のウェブサイトの掲載等により、広く社 会に公表するものとする。

(補則)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

教育活動等の内容に関する重要な変更届

	W1111297 1		12.47	<u> </u>	平成	年	月	日
4n. n. l. == 7.1.		Ltt-am -t- E	ып.					
一般財団法 	人教員養成評価機	構埋事長	殿					
				00000)長			
			(.	氏名)				印
このたび、標記のことにつきまして、下記のとおり変更が生じましたので届出いたし								
ます。								
変更の内容								
220111								
変更年月日	平成 年 月							
	第	<u>Ť</u>			[E			
新旧対照表								
添付書類								
(該当あり								
の場合)								
その他								